

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一七一三一

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一四）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一般財団法人さいたま住宅検査センター」を
「一般財団法人さいた
一般財団法人自治体

ま住宅検査センター
衛生通信機構」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。